

ID: 389

担当部署: 市立芦屋病院事務局 総務課

処分の概要	使用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	市立芦屋病院使用料及び手数料条例施行規程 第6条ただし書		
例 規 番 号	平成21年病院事業管理規程第9号		
【根拠条文】 (使用料の返還) 第6条 既納の使用料は、返還しない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成28年4月1日	最終変更年月日	年 月 日